

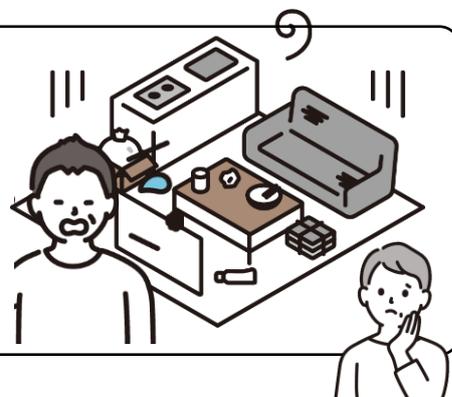
とんだばやし認定調査通信 21号

適切な介助の方法の選択について

「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が対象者にとって不適切であると調査員が判断する場合



その理由を特記事項に記載し、適切な介助の方法を選択することで、介護認定審査会の判断を仰ぐことができます。



今回のポイント 「不適切」の具体的な記載が必要

不適切と判断し、適切な介助の方法を選択する時は、次の2点を具体的に記載しましょう。

- なぜ不適切と判断したのか
- どの部分は自分で行い、どの部分は介助が必要か（「見守り等」「一部介助」を選択する時）

(例)2-5.排尿(介助の方法)

× 判断に迷う例

【特記事項】2-5.排尿【選択】一部介助
排尿の際に失禁があるので一部介助が必要。

なぜ一部介助が必要かわからないよね。



◎ わかりやすい例

【特記事項】2-5.排尿【選択】見守り等
独居。日中4~5回程度、夜間はなし。自身でトイレに行くと言うが、認知症がありトイレに行くことがわからず1日2~3回失禁することがある。

尿臭が強く、不適切な状況にあると判断する。身体機能に制限がないことなどから「見守り等」を選択する。

Good!

(例)2-8.洗顔(介助の方法)

◎ わかりやすい例

【特記事項】【選択】一部介助

2-8 認知症があり洗顔行為を自分で行えておらず、目脂がたまっている状態。不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。タオルの用意を行い、促せば自分で洗顔行為はできると判断し、「一部介助」を選択する。

Good!

富田林市では、「不適切と判断し適切な介助の方法を選択した場合」や、「判断に迷った項目」について、特記事項の項目番号に○(マル)をつけるようお願いいたします。

伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いいたします。
市町村によって解釈に違いがある場合があります。ご注意ください。
富田林市高齢介護課 ☎ 0721-25-1000 (内線 178)

